

相続税及び贈与税の 税制改正について

－令和 6 年 1 月 1 日施行－

沖縄県軍用地等地主会連合会 顧問税理士

仲 地 祐 三

財産を相続したとき

財産を相続したときの税金

亡くなった人から各相続人等が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。

相続税の課税対象となる課税遺産総額の計算

- (1) 相続や遺贈によって取得した財産（遺産総額）の価額と、相続時精算課税の適用を受けた財産の価額（※）を合計します。

宅地や建物の評価方法（「[宅地や建物の評価方法](#)」参照）

相続時精算課税（「[相続時精算課税](#)」参照）

※ 令和6年1月1日以後の贈与により取得した相続時精算課税の適用を受けた財産の価額については、その価額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額となります。

- (2) (1)から債務、葬式費用、非課税財産を差し引いて、遺産額を算出します。

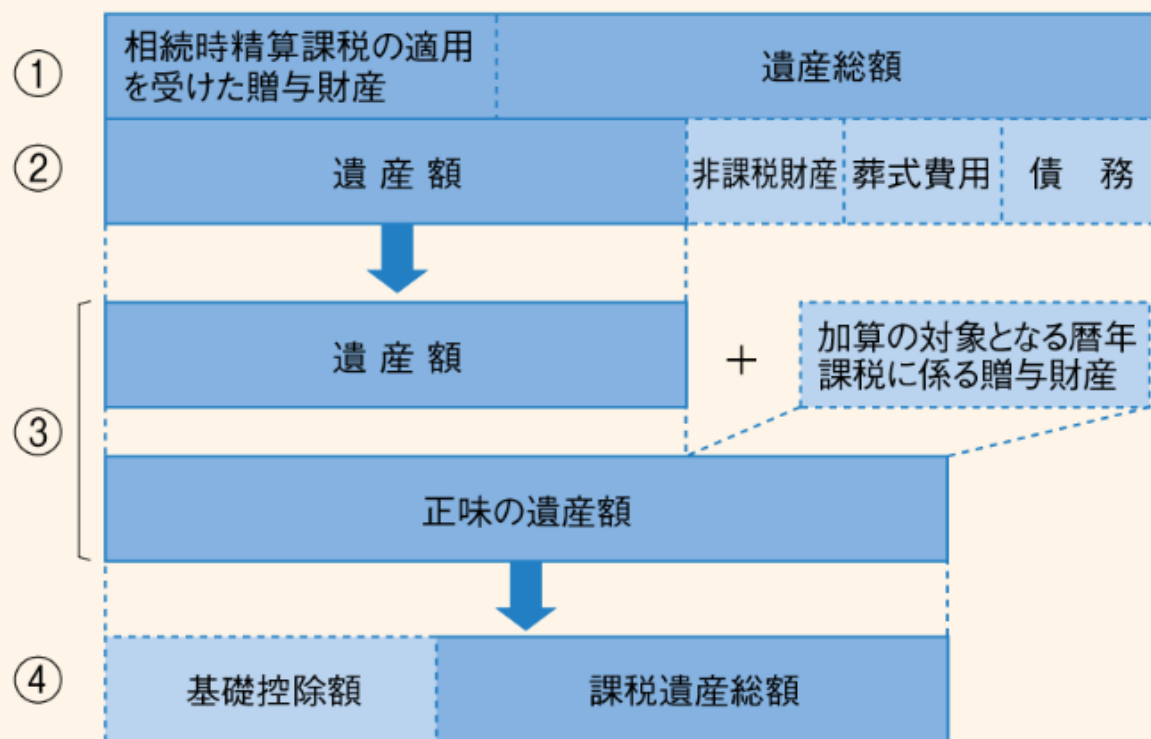
- (3) 遺産額に加算の対象となる暦年課税に係る贈与財産（※）の価額を加算して、正味の遺産額を算出します。

※ 令和6年1月1日以後に暦年課税に係る贈与により取得した財産については、相続開始前7年以内の贈与により取得した財産が加算の対象となります。詳しくは、国税庁ホームページの「[令和5年度相続税及び贈与税の税制改正のあらまし](#)」（PDF/1,023KB）をご覧ください。

- (4) (3)から基礎控除額を差し引いて、課税遺産総額を算出します。

注：正味の遺産額が基礎控除額を超えない場合には、相続税はかかりません。

◎課税遺産総額の計算



$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数} = \text{基礎控除額}$

注：被相続人に養子がいる場合、法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいるときは1人（実子がないときは2人）までとなります。「相続税の総額」の計算においても同じです。

非課税財産

- 1 墓所、仏壇、祭具など
- 2 国や地方公共団体、特定の公益法人に寄附した財産
- 3 生命保険金のうち次の額まで
 $500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$
- 4 死亡退職金のうち次の額まで
 $500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

相続税の計算

- (1) 課税遺産総額を法定相続分どおりに取得したものと仮定して、それに税率を適用して各法定相続人別に税額を計算します。
- (2) (1)の税額を合計したものが相続税の総額です。
- (3) (2)の相続税の総額を、各相続人、受遺者及び相続時精算課税を適用した人が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じてあん分します。
相続時精算課税（「[相続時精算課税](#)」参照）
- (4) (3)から配偶者の税額軽減のほか、各種の税額控除を差し引いて、実際に納める税額を計算します。
（「[配偶者の税額軽減（配偶者控除）](#)」参照）

◎相続税の計算例

正味の遺産額が2億円で、妻と子2人が法定相続分どおりに相続した場合

$$\begin{array}{ccc} \text{(正味の遺産額)} & \text{(基礎控除額)} & \text{(課税遺産総額)} \\ 2\text{億円} - (3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3) = & 1\text{億}5,200\text{万円} \end{array}$$

課税遺産総額を法定相続分であん分



法定相続分の主な例

相続人		法定相続分
子がいる場合	配偶者	2分の1
	子	2分の1（人数分に分ける）
子がいらない場合	配偶者	3分の2
	父母	3分の1（人数分に分ける）
子も父母もいない場合	配偶者	4分の3
	兄弟姉妹	4分の1（人数分に分ける）

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円
1億円超～2億円以下	40%	1,700万円
2億円超～3億円以下	45%	2,700万円
3億円超～6億円以下	50%	4,200万円
6億円超～	55%	7,200万円

配偶者の税額軽減（配偶者控除）

配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者には相続税はかかりません。

なお、配偶者控除を受けるためには、相続税の申告書の提出が必要です。

注：正味の遺産額のうち仮装又は隠蔽されていた部分は、配偶者の税額軽減の対象とはなりません。

（「[配偶者からの相続と税額軽減（配偶者控除）](#)」参照）

サンプル事例

財産の内訳	① 軍用地（沖縄市の嘉手納飛行場：年間地料 269万円） 相続税評価額 7,360 万円（年間地料の27.36倍）
	② 自宅の土地・建物の相続税評価額 1,300 万円 自宅（建物）の相続税評価額 500 万円 自宅（土地）の相続税評価額 800 万円
	③ 不動産の評価額合計（R7年分） ① + ② = 8,660 万円
	④ 預金 500 万円
	⑤ 財産の合計（③ + ④） 9,160 万円

控除額	相続人 4 人（妻と子3人） 相続税の基礎控除額 5,400万円（3,000万円 + 600 万円 × 4 人）
-----	---

課税遺産価格 3,760 万円（9,160 万円 − 5,400 万円）

※ 葬式費用及び債務は、「0」で計算

相続税額 420 万円

（妻が半分を相続すれば、妻の相続税 210 万円はかからないため、子3人分合計の相続税は210万円となる）

【参考】

妻が全財産を相続しても、1億6,000万円以下であるため相続税はかからない。
ただし、妻が亡くなった時（二次相続）、相続税が504万円かかる。

贈与税 (改正前)

贈与税のしくみ

【適用関係】「改正1」及び「改正2」の改正は、平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

課 税 価 格

(1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額)

(適用要件を満たす場合)

改正1
(P5)

選択する

相続時精算課税を

選択しない

相続時精算課税

- ① 贈与財産の価額から控除する金額
特別控除額 2,500 万円
※ 前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500 万円から既に使用した額を控除した残額が特別控除額となります。(改正後、年内110万円の基礎控除創設)
- ② 税率
(特別控除額を超えた部分に対して)
一律 20%の税率

【贈与者の相続時に精算】

【相続税との関係】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額(贈与時の時価)を加算して相続税額を計算します。

その際、既に支払った贈与税相当額を相続税額から控除します(控除しきれない金額は還付されます。)

暦年課税

- ① 贈与財産の価額から控除する金額
基礎控除額 毎年 110 万円
※ 課税価格が 110 万円を超える場合は、申告が必要となります。
- ② 税率
(基礎控除後の課税価格に対して)
超過累進税率

改正2
(P6)

【相続税との関係】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、原則として、相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要はありません。

ただし、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の価額(贈与時の時価)は加算しなければなりません。

(改正後)7年以内

※ 受贈者(財産の贈与を受けた人)は、贈与者(財産の贈与をした人)ごとに「相続時精算課税」を選択することができます。「相続時精算課税」を選択するためには、贈与税の申告書の提出期限までに贈与税の申告書と相続時精算課税選択届出書を税務署に提出しなければなりません。

(注) 「相続時精算課税」を選択した場合は、その選択に係る贈与者から贈与により取得する財産については、その選択をした年以降、全て相続時精算課税が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

贈与税

相 続 時 精 算 課 税

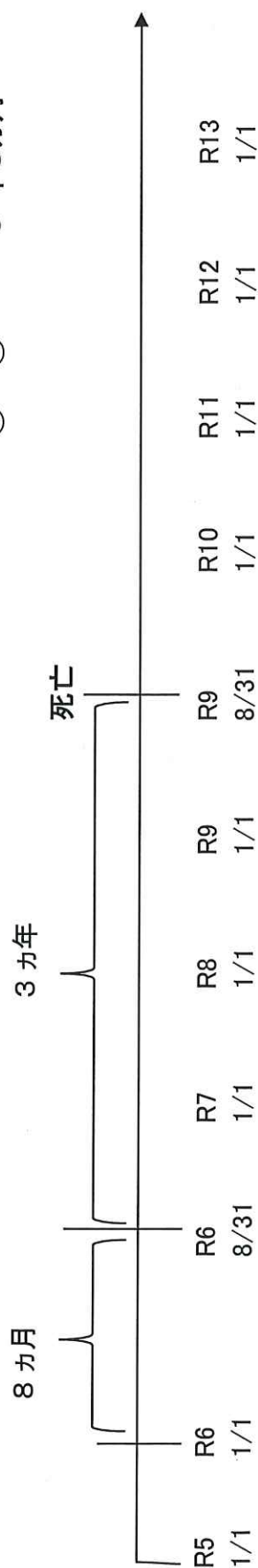
○ 適用対象者の範囲の拡大など相続時精算課税の適用要件が変わります。

贈与者	・贈与をした年の1月1日において 65 歳以上の者	・贈与をした年の1月1日において 60 歳以上の者
受贈者	・贈与を受けた年の1月1日において 20 歳以上の者 ・贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人	・贈与を受けた年の1月1日において 18 歳以上の者 ・贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人及び孫

【加算対象期間】

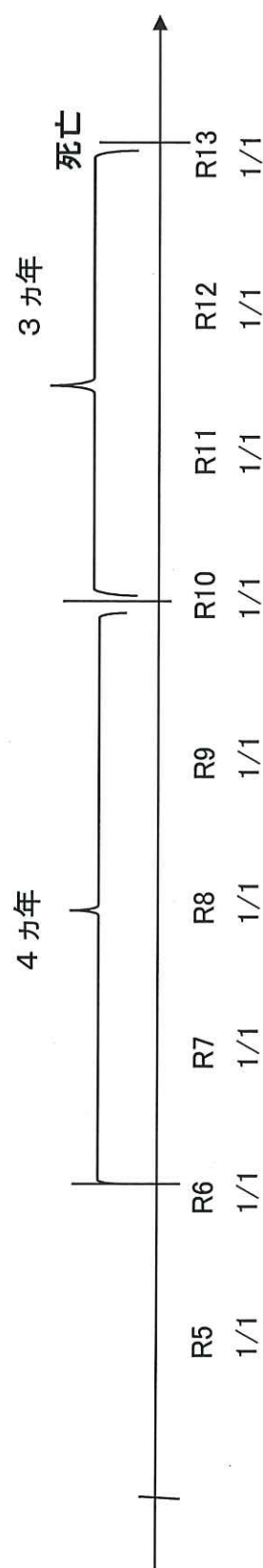
【事例1】

相続の際の加算対象期間
① + ② = 3年8カ月



【事例2】

相続の際の加算対象期間
① + ② = 7年



令和5年度

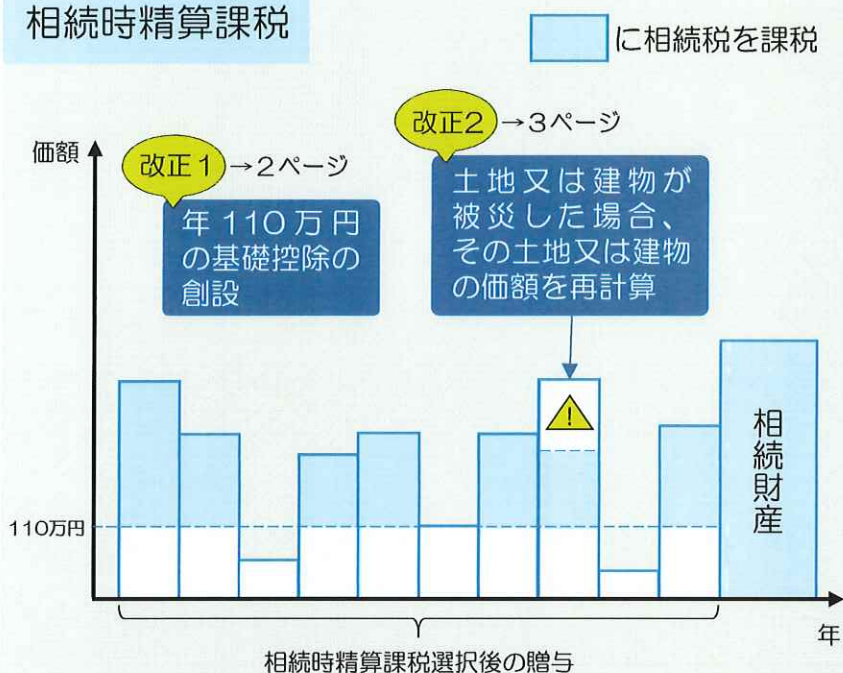
令和6年1月1日施行

相続税及び贈与税の税制改正のあらまし

令和5年度税制改正により、相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。主な改正の内容は次のとおりです。

概要

相続時精算課税



贈与税

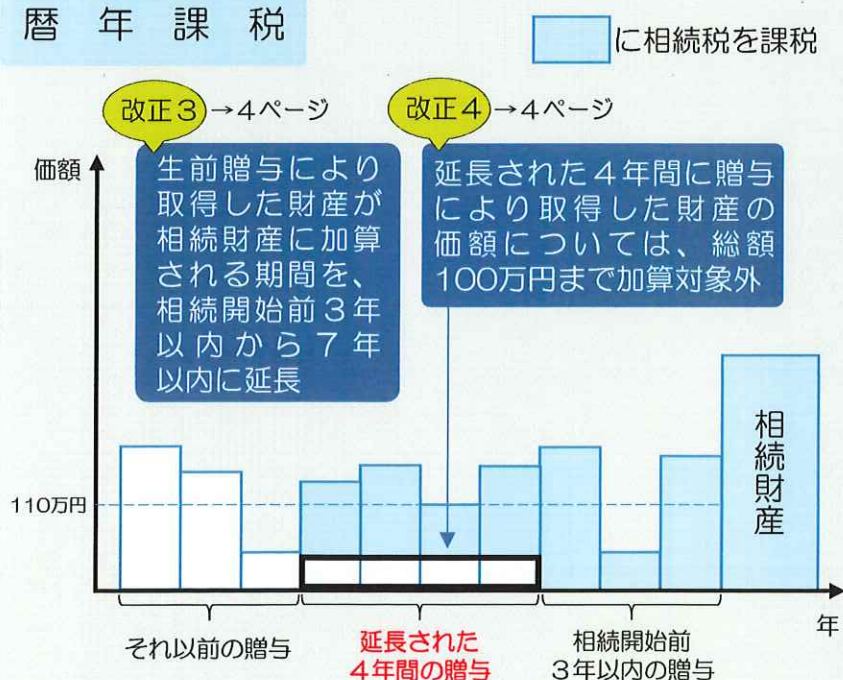
相続時精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者ごとに、1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から、**基礎控除額（110万円（注））を控除し**、特別控除（最高2,500万円）の適用がある場合はその金額を控除した残額に、20%の税率を乗じて、贈与税額を算出します。

（注） 2ページの※3をご覧ください。

相続税

相続時精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者から取得した贈与財産の贈与時の価額（**改正2の適用がある場合には、改正2の再計算後の価額**）から、**基礎控除額を控除した残額**を、その特定贈与者の相続財産に加算します。

暦年課税



贈与税

1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から基礎控除額110万円を控除した残額に、一般税率又は特例税率の累進税率を適用して、贈与税額を算出します。

相続税

相続又は遺贈により財産を取得した方が、その**相続開始前7年以内**に被相続人から贈与により取得した財産がある場合には、その取得した財産の贈与時の価額を相続財産に加算します。ただし、**延長された4年間に**贈与により取得した財産の価額については、**総額100万円まで加算されません**。

令和5年6月



この社会あなたの税がいきている

相続時精算課税を選択（※1）した受贈者（以下「相続時精算課税適用者」といいます。）が、特定贈与者（※2）から令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、暦年課税の基礎控除とは別に、贈与税の課税価格から**基礎控除額110万円**（※3）が控除されます。

また、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されるその特定贈与者から**令和6年1月1日以後**に贈与により取得した財産の価額は、**基礎控除額を控除した後の残額**とされます。

※1 相続時精算課税は、原則として、①贈与者が贈与の年の1月1日において60歳以上であり、②受贈者が同日において18歳以上で、かつ、贈与時において贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合に選択することができます。

なお、相続時精算課税を選択した場合、その後、同じ贈与者からの贈与について暦年課税へ変更することはできません。

2 特定贈与者とは、相続時精算課税の選択に係る贈与者をいい、令和5年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税を選択した場合も含まれます。

3 同一年中に、2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合の基礎控除額110万円は、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格であん分します。

（注） 相続時精算課税を選択した場合、その特定贈与者からの贈与について暦年課税の基礎控除の適用はできません。

改正後のイメージ

《計算例》 相続時精算課税を適用した贈与財産が3,300万円、相続財産が1,500万円である場合
（法定相続人：配偶者1人、子2人）

【贈与時（贈与税）】			【相続時（相続税）】	【合計納税額】
贈与額 3,300万円	基礎控除後の課税価格 3,190万円		相続財産 1,500万円	0円
3,190万円 【改正後】 基礎控除：110万円	20%課税 特別控除 2,500万円	→	4,690万円 < 4,800万円 （相続税の基礎控除） 【改正後】 基礎控除後の課税価格 3,190万円	
	納付税額 138万円		・納付税額0円 ・贈与時の納付税額 138万円は還付	
【参考】 暦年課税 の場合	納付税額：1,180万円 （特例税率による算出額）		納付税額：0円	1,180万円

相続時精算課税の改正に関するQ&A

問1 相続時精算課税を選択するためには、どのような手続が必要ですか。

答1 相続時精算課税を選択する場合は、原則として、贈与税の申告書の提出期間内に「相続時精算課税選択届出書」を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

なお、贈与税の申告書を提出する必要がある場合は、この届出書を申告書に添付して提出することになります。また、贈与税の申告書を提出する必要がない場合は、この届出書を単独で提出することになります。

問2 私は相続時精算課税を選択しており、令和6年中に特定贈与者である父から贈与により財産を取得しましたが、その財産の価額の合計額は基礎控除額（110万円）以下でした。他に贈与は受けていません。この場合、贈与税の申告をする必要がありますか。

答2 令和6年中に特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額以下ですので、令和6年分の贈与税の申告は必要ありません。

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した土地又は建物について、その贈与の日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、**令和6年1月1日以後**に災害（※1）によって**一定の被害**（※2）を受けた場合（その方がその土地又は建物を贈与日から災害発生日まで引き続き所有していた場合に限り。）には、その相続税の課税価格への加算の基礎となるその土地又は建物の価額は、その贈与の時の価額から、その**災害による被災価額を控除した残額**とすることができます。

※1 災害とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

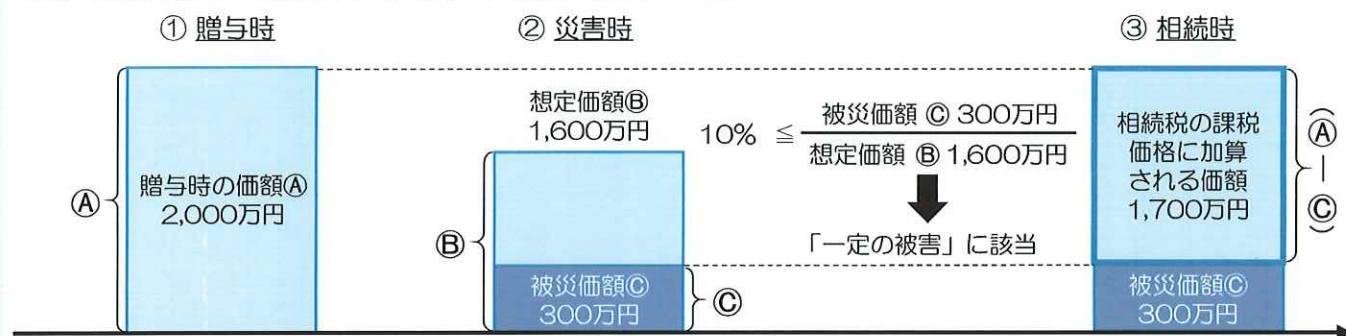
2 一定の被害とは、その土地の贈与時の価額又はその建物の想定価額（注1）のうちに、その土地又は建物の被災価額（注2）の占める割合が10%以上となる被害をいいます。

（注1） 想定価額とは、その建物の災害発生日における一定の算式により求めた価額をいいます。

（注2） 被災価額とは、被害額から保険金などにより補填される金額を差し引いた金額をいい、その土地の贈与時の価額又はその建物の想定価額を限度とします。

特例の計算イメージ

（例）特定贈与者から贈与により取得した**建物**が被災した場合



特例に関するQ & A

問1 この特例の適用を受けるためには、どのような手続が必要ですか。

答1 相続時精算課税適用者が、この特例の適用を受けるためには、原則として、その災害発生日から3年を経過する日までに、災害による被害額や保険金などにより補填される金額などの事項を記載した申請書に「り災証明書」など一定の書類を添付して、その相続時精算課税適用者の贈与税の納税地の所轄税務署長に提出し、承認を受ける必要があります。

なお、相続時精算課税適用者が上記の承認を受けた後に、保険金の支払を受けたことなどにより被災価額に異動が生ずる場合には、遅滞なく、異動が生ずる事由等を記載した届出書等を所轄税務署長に提出しなければなりません。

問2 この特例と、災害に関する他の措置との関係について教えてください。

答2 相続時精算課税適用者が、被害を受けた土地又は建物について、災害減免法（※）により贈与税の軽減等の適用を受けようとする場合又は受けた場合は、この特例は適用できません。災害減免法については、国税庁ホームページに情報を掲載しております。

※ 災害減免法とは、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」をいいます。



⇒ 詳しくはこちら

相続又は遺贈により財産を取得した方が、その相続開始前**7年以内**（改正前は3年以内）にその相続に係る被相続人から暦年課税による贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額（その財産のうち相続開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から**100万円を控除した残額**）を相続税の課税価格に加算することとされます。

加算対象期間について

この改正は、**令和6年1月1日以後**に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。具体的な贈与の時期等と加算対象期間は次のとおりです。

贈与の時期		加算対象期間
～令和5年12月31日		相続開始前3年間
令和6年1月1日～	贈与者の相続開始日	
	令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年間
	令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
	令和13年1月1日～	相続開始前7年間

加算対象期間等の見直しに関するQ&A

問 夫は、令和10年4月1日に亡くなり、長男と長女は相続により財産を取得しました。長男と長女が夫から生前に贈与（暦年課税）により取得していた財産の価額は次のとおりです。これらの財産の価額は夫の相続財産にどのように加算されますか。

贈与年月日	① 令和5年4月1日	② 令和6年3月10日	③ 令和7年3月15日	④ 令和7年5月20日	⑤ 令和8年5月15日
長男	200万円	200万円	100万円	100万円	200万円
長女	200万円	150万円	300万円	200万円	200万円

答 お尋ねの場合、相続開始日が令和10年4月1日のため、加算対象期間は令和6年1月1日から相続開始日までの間となります。したがって、②から⑤までの贈与により取得した財産の価額が相続税の課税価格に加算されます。

なお、この加算の対象となる財産のうち相続開始前3年以内の贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が相続税の課税価格に加算されます。

したがって、各人の相続税の課税価格に加算される贈与により取得した財産の価額は、次のとおりです。

〔相続開始前3年以内の贈与以外の贈与財産〕

〔相続開始前3年以内の贈与財産〕

長男：〔（②200万円＋③100万円）－100万円〕＋〔④100万円＋⑤200万円〕＝500万円

長女：〔（②150万円＋③300万円）－100万円〕＋〔④200万円＋⑤200万円〕＝750万円

また、①の贈与により取得した財産の価額については、令和5年12月31日以前の贈与のため、相続税の課税価格に加算されません。

- このパンフレットは、令和5年4月1日現在の法令に基づき作成しています。
- 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、タックスアンサー（よくある税の質問）など、相続税や贈与税の情報を掲載しておりますので、是非ご利用ください。



国
税
庁
ホ
ー
ム
ペ
ー
ジ

